

17. 鋼船規則 D 編検査要領における改正点の解説 (燃料油サービスタンクの設備構成)

1. はじめに

2024年6月27日付一部改正により改正されている鋼船規則検査要領 D 編中、燃料油サービスタンクの設備構成に関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正の適用は次のとおりである。

(1) 鋼船規則検査要領 D 編中、図 D13.9.1-2.の脚注(3)及び図 D13.9.1-3.の脚注(1)：

2024年7月1日以降に建造契約が行われる船舶に適用

(2) 前(1)に掲げるもの以外：

1998年7月1日以降に起工又は同等段階にある船舶に適用

2. 改正の背景

SOLAS 条約第 II-1 章第 26 規則では、主機及び重要な補機を少なくとも 8 時間運転できる容量の燃料油サービスタンクを、燃料の種類毎に 2 個ずつ設けるか、又は、これと同等な設備を設ける旨規定している。本会は、同規定を既に本会規則に取入れている。

IACS では、当該「同等な設備」について IACS 統一解釈 SC123 に示しているが、この中で用いている「ディーゼル油」の定義が不明確であった。そこで、噴射時に必要な粘度を得るためにサービスタンクの下流において加熱を必要とする燃料油はディーゼル油でないものとみなす旨を明確にすべく、IACS 統一解釈 SC123(Rev.5)を 2023 年 9 月に採択した。

このため、IACS 統一解釈 SC123(Rev.5)に基づき、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

鋼船規則 D 編 13.9.1-6.において、船舶の推進に必要な機関の燃料油管装置には、燃料の種類に応じてサービスタンクを 2 個設けるか、又は、同等な設備を備えることが要求されている。

ここでいう「同等な設備」について、IACS 統一解釈 SC123 との対応が明確になるよう、鋼船規則検査要領 D 編 D13.9.1 を改めた。この改正は、1.(2)に示す船舶に既に適用されている従来の取扱いを明記するものであり、実質的な変更はない。「同等な設備」に求められる、2 種類の燃料が「速やかに」切替え可能であることについても、例えば丸一日のような長時間でなく、かつ、使用温度の異なる燃料に切替えた際に燃料噴射系統に異常が生じるほど短時間でもない適当な時間(1 時間程度が目安であるが厳密な規定はない)を掛けて切替えることで良く、従来の取扱いを変えるものではない。

これに加えて、噴射時に必要な粘度を得るためにサービスタンクの下流において加熱を必要とする燃料油はディーゼル油でないものとみなす旨、鋼船規則検査要領 D 編中、図 D13.9.1-2.の脚注(3)及び図 D13.9.1-3.の脚注(1)に追記した。この改正は、低質油及びディーゼル油を念頭において記載されている IACS 統一解釈 SC123 に対して行われた、バイオ燃料等の新燃料の取扱いを明確化するための改正(Rev.5)の取入れであり、1.(1)に示す船舶に適用される。